

七 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）

改正案	現行
<p>（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）</p> <p>第六条の三 法第十七条の規定において長期信用銀行持株会社について銀行法第五十二条の二十の規定を準用する場合における同条において準用する同法第五十二条の十六の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>2 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（次項において「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>（長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）</p> <p>第六条の三 法第十七条の規定において長期信用銀行持株会社について銀行法第五十二条の二十の規定を準用する場合における同条において準用する同法第五十二条の十六の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>2 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（次項において「長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十において読み替えて準用する同法第五十二条の十六の規定による長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法第十七条において準用する銀行法の規定（同法第五十二条の二十において準用する同法第五十二条の十六の規定を除く。）の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>

(略)	第五十二条の十九第一項	(略)	読み替える銀行法の規定
(略)	取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役)	(略)	読み替えられる字句
(略)	取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者	(略)	読み替える字句

(略)	第五十二条の十九第一項	(略)	読み替える銀行法の規定
(略)	取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役)	(略)	読み替えられる字句
(略)	取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者	(略)	読み替える字句